

(資料2)

消費税軽減税率対策について

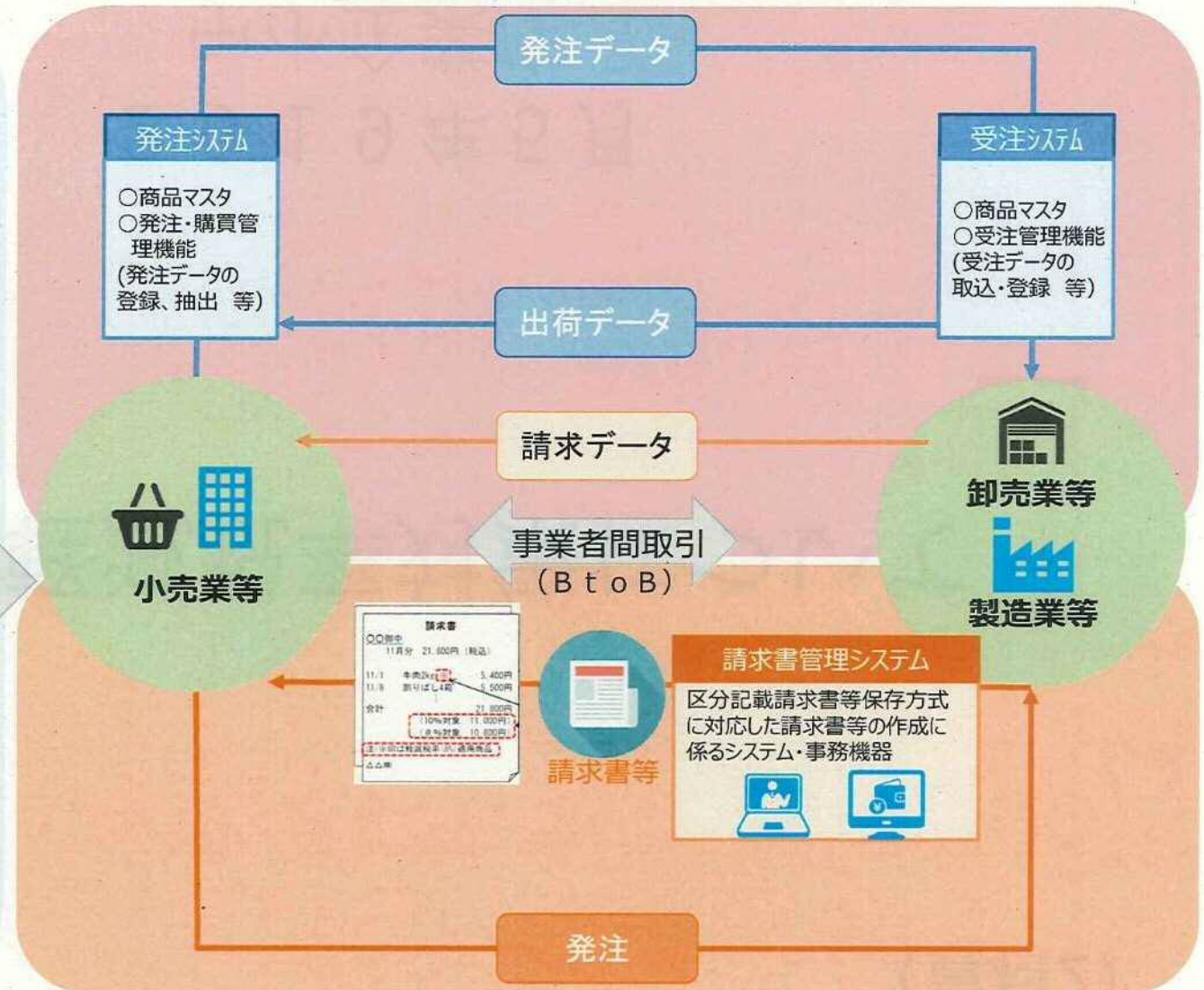
2019年5月
中小企業庁

消費税軽減税率対策費補助金による支援（概念図）

複数税率対応レジ（A型）



電子的受発注システム（B型）



請求書管理システム（C型）

消費税軽減税率対策費補助金（制度全般）

A型 複数税率対応レジの導入等支援

申請タイプ	A-1 レジ・導入型	A-2 レジ・改修型	A-3 モバイルPOSレジシステム	A-4 POSレジシステム	A-5 券売機	A-6 商品マスタの設定
補助対象の概要	複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。	複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして新たに導入するものを補助対象とします。	POSレジシステムを複数税率に対応するように導入または改修する場合の費用を補助対象とします。	券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。	複数税率に対応するために商品マスタを設定する場合の費用を補助対象とします。
共同（リース）申請可否	○	× （※原則、代理申請）	○	○ （※代理又は共同申請必須）	○ （※原則、代理又は共同申請）	× （※代理申請必須）

（2019年2月6日拡充）

（2019年2月6日拡充）

B型 受発注システムの改修等支援

C型 請求書管理システムの改修等支援

申請タイプ	B-1 受発注システム・指定事業者改修型	B-2 受発注システム・自己導入型	C-1 請求書管理システム・システム改修・導入型	C-2 請求書管理システム・ソフトウェア自己導入型	C-3 請求書管理システム・事務機器改修・導入型
補助対象の概要	電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。 ※改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合、請け負う指定事業者による代理申請。	電子的な受発注システムを導入する場合の費用を補助対象とします。 ※中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入する場合	請求書管理システムを改修・導入する場合の費用を補助対象とします。 ※改修・導入をシステムベンダー等に発注・実施する場合、請け負う指定事業者による代理申請。	請求書管理システムを自己導入する場合の費用を補助対象とします。 ※中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入する場合。	ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合の費用を補助対象とします。 ※代理申請協力店による代理申請。（リース利用する場合は指定リース事業者との共同申請）
共同（リース）申請可否	○ 指定リース事業者を含む3者で申請	×	○ 指定リース事業者を含む3者で申請	×	○

（2019年2月6日拡充）

（2019年2月6日拡充）

（2019年2月6日拡充）

消費税軽減税率対策費補助金の概要

赤字が拡充箇所

消費税軽減税率の適用を受ける飲食料品等を取り扱う中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書等への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援（BtoC）

流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

①複数税率対応レジ等の導入等支援（A型）

- 補助対象経費
 - ①レジ等の本体（タブレット等を含む。）
対応するソフトウェア導入に係る経費
 - ②レジ付属機器
（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
 - ③券売機
 - ④設置に要する経費
（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
（レジ設置時とは別に行う商品マスタの
設定も補助対象）
- 補助率
原則 3 / 4 以内
※ 3 万円未満のレジを 1 台のみ購入
する場合は 4 / 5 以内
- 補助限度額
 - ・レジ1台あたり20万円以内が上限
 - ・商品マスタの設定、機器設置に要する
経費は1台あたり20万円を加算
 - ・1事業者あたりの上限は200万円

②電子的受発注システム等の改修等支援（B型）

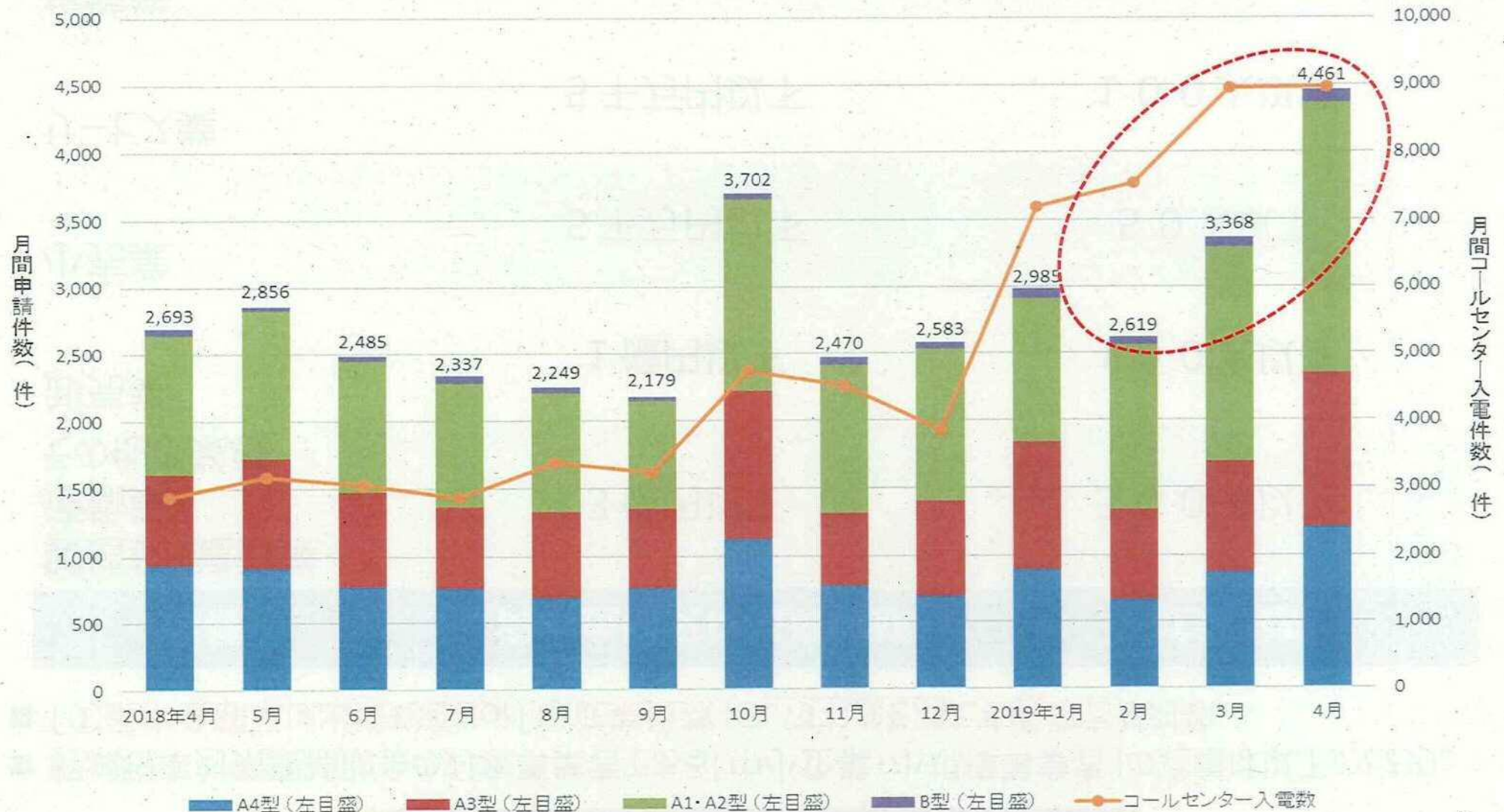
- 補助対象経費
 - ①電子的な受発注システム等の改修（
区分記載請求等保存方式に対応する
請求管理機能の改修を含む。）等に
要する経費
 - ②パッケージ製品・サービスの導入に要す
る経費 等
- 補助率
原則 3 / 4 以内
- 補助限度額
 - ・発注システム：1,000万円
 - ・受注システム：150万円
 - ※受注システム・発注システム両方の
場合は、1,000万円

③請求書管理システムの導入等支援（C型）

- 補助対象経費
 - ①区分記載請求書等保存方式に対応
する請求書等の作成・発行を行うシス
テム等の開発・改修等に要する経費
 - ②パッケージ製品の導入に要する経費
 - ③対応する事務処理機器の導入経費
- 補助率
原則 3 / 4 以内
- 補助限度額
1 事業者あたり：150万円以内

申請件数の推移

- 足下で急激に申請件数が上昇。今後も申請件数は高いレベルで推移することが予想される。



中小企業・小規模事業者の定義（抜粋）

- 軽減税率対策費補助金の対象事業者である「中小企業・小規模事業者」の定義は以下のとおり。
- 「①**資本金額又は出資総額**」or「②**従業員数**」のいずれかを満たす事業者が対象

業種等	①資本金額又は出資総額	②従業員数
製造業・建設業・ 運輸業・ その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア業又は情 報処理サービス業	3億円以下	300人以下

レジの種類と特徴

軽減税率対策補助金事務局考察

	 A-1・A-2型 メカレジ	 A-4型 POSレジ	 A-3型 モバイルPOSレジ
特 徴	会計機能のみを有したシンプルなもの、キャッシュドロアやレシート印刷が出来る機能が一体となっているものが一般的	POSレジはPOSハード(筐体)とPOSソフトウェアで成り立っている。現在はソフトウェアの入れ替えのみ(バージョンアップ)が行われることも多い	iPad等のタブレット、パソコン等の汎用端末にレジ機能のあるアプリを入れ、レシートプリンター、キャッシュドロア、バーコードリーダー、クレジット決済端末等を組み合わせたPOSレジ
メーカー ベンダー	メーカー 8社	POSメーカー POSベンダー 全国に286社	モバイルPOSベンダー 91社
価格帯	数万円～数十万円	数十万～1百万円台	POSレジに比べて導入費用が安価 ※月額利用サービス料がかかるのが一般的
メリット	・価格が安い ・設置が簡単 ・購入後すぐ使用可能 ・ボタンでの商品登録で操作が簡単 ・従前から小規模事業者が多く使用	・商品の販売履歴から様々な管理・分析を行うことができる ・経営上有益なデータの蓄積・収集が容易かつ迅速にでき、それらのデータを経営改善・マーケティング戦略立案などに役立てることができる	・タブレット等の汎用端末を使用、POSレジに比べて導入費用が安価 ・コンパクトなため省スペースで利用 ・他のソフト(アプリ)との連携可能 ・クラウド管理が出来ることから店舗以外にも売上状況等の管理が可能
デメリット	・機能が少ない ・多店舗のデータ統合などはできない ・POSレジに比べて汎用性が少ない	・価格が高い ・機種によってはレジが大きいので設置場所が限定される ・設置や設定に時間や費用がかかる ・機能が多く操作を覚える必要がある	・インターネット回線が必要 ・通信不良が起これば処理できない場合がある ・画面タッチにて会計するため、ボタン方式より操作しづらいとの声 ・クラウド型となるため、ネットオフライン環境下では最低限の動作しか行えない
主な 使用業態	・小規模な店舗 ・商品の取扱い点数の少ない小売店	・商品の取扱い点数が多い店舗を中心に使用 ・スーパーなどをはじめ多くの業種で使用	・スタイリッシュであることから飲食店やサービス業を中心に導入する店舗が増えている

レジの種類と補助制度の概要

(1) メカレジ（ガチャレジ）の導入・改修（A-1型・A-2型）

概要 【A-1型～A-4型共通】	中小企業・小規模事業者等の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	導入・改修費用：原則 3/4 導入費用において、3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：4/5
補助額上限 【A-1型～A-4型共通】	・レジ1台あたり上限20万円。 - さらに、導入の場合は、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に要する費用について、1台あたり20万円を上限に加算。 ・A型全体（A-6型除く）で1事業者あたりの上限は、200万円。
補助対象	・レジ本体 ・レジ付属機器 ※導入の場合のみ (レシートプリンタ、キャッシュドロア、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末、カスタマーディスプレイなど) ・機器設置に要する経費（運搬費を含む）※導入の場合のみ ・商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機器等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表しています。 また、リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間 【A-1型～A-4型共通】	2016年3月29日～2019年9月30日までの間に導入・改修し、支払いが完了したレジが対象です。
補助金申請の期限 【A-1型～A-4型共通】	2019年12月16日<<消印有効>>
申請の手続き	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店など、代理申請協力店による申請（代理申請）又は指定リース事業者による申請（共同申請）となります。
申請のタイミング	導入又は改修の上、支払い完了後の事後申請となります。

レジの種類と補助制度の概要

(2) モバイルPOSレジの導入 (A-3型)

概要 【A-1型～A-4型共通】	中小企業・小規模事業者等の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	- 導入費用：原則 3/4 3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：4/5 - タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限 【A-1型～A-4型共通】	- モバイルPOSレジ1台あたり上限20万円。 - さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を上限に加算。 - A型全体 (A-6型除く) で1事業者あたりの上限は、200万円。
補助対象	- タブレット等 (タブレット、PC又はスマートフォン及び対象サービスの導入費) - 付属機器 (レシートプリンタ (必須)、キャッシュドロア、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末、カスタマーディスプレイなど) - 機器設置に要する経費 (運搬費を含む) - 商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機器等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表しています。 また、リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間 【A-1型～A-4型共通】	2016年3月29日～2019年9月30日までの間に導入し、支払いが完了したモバイルPOSレジが対象です。
補助金申請の期限 【A-1型～A-4型共通】	2019年12月16日<<消印有効>>
申請の手続き	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店など、代理申請協力店による申請 (代理申請) 又は指定リース事業者による申請 (共同申請) となります。
申請のタイミング	導入の上、支払い完了後の事後申請となります。

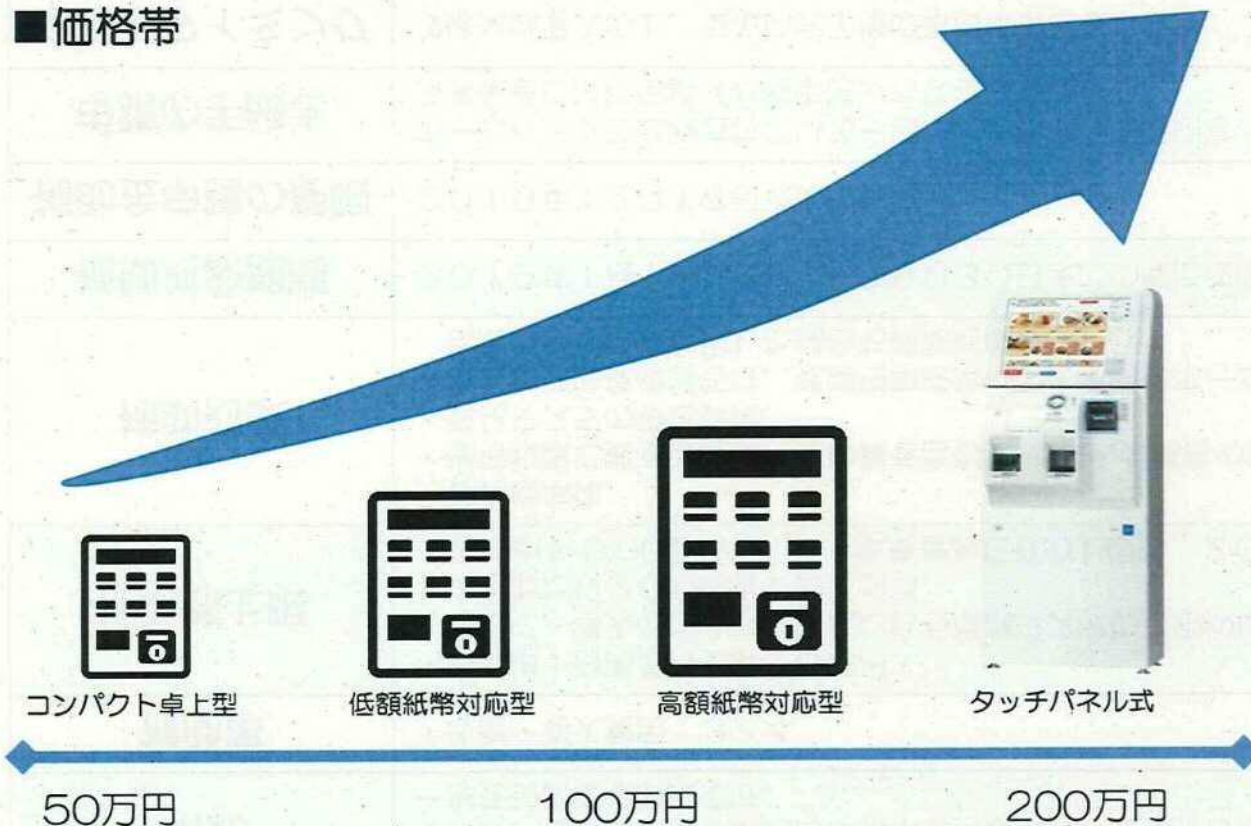
レジの種類と補助制度の概要

(3) POSレジの導入・改修（A-4型）

概要 【A-1型～A-4型共通】	中小企業・小規模事業者等の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	・導入費用：原則3／4 ・タブレット等の汎用機器：1／2
補助額上限 【A-1型～A-4型共通】	・POSレジ1台あたり上限20万円。 さらに、導入の場合は、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を上限に加算。 ・A型全体（A-6型除く）で1事業者あたりの上限は、200万円。
補助対象	・POSレジ本体（ソフトウェア費用も含む） ・POSレジ付属機器（レシートプリンタ、キャッシュドロア、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末、カスタマーディスプレイなど）※導入の場合のみ ・機器設置に要する経費（運搬費を含む）※導入の場合のみ ・商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機器等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表しています。 また、リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間 【A-1型～A-4型共通】	2016年3月29日～2019年9月30日までの間に導入又は改修し、支払いが完了したPOSレジが対象です。
補助金申請の期限 【A-1型～A-4型共通】	2019年12月16日「消印有効」
申請の手続き	ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店など、代理申請協力店による申請（代理申請）又は指定リース事業者による申請（共同申請）が 必須 となります。
申請のタイミング	導入又は改修の上、支払い完了後の事後申請となります。

(4) 券売機について

■価格帯



- 価格は約50万円～約200万円が一般的。
- ボタンの数などにより金額が異なってくる場合がある。
- 主な種類としては、「タッチパネル式」、「ボタン式」の2種類がある。
- また、ボタン式の場合、「高額紙幣対応」、「低額紙幣対応」、「コンパクト卓上型」などがある。
- 現在は、1円玉や5円玉に対応出来る券売機はない。
- 請求書や領収書を発行しない券売機もある。

■主な導入先（ユーザーの業種）

- 飲食店（フランチャイズ含む）
- 娯楽施設（アミューズメント施設）
- 入浴施設（スーパー銭湯等）
- ビジネスホテル
- 食堂（社食、学食）
- 公的機関



券売機に係る補助制度の概要

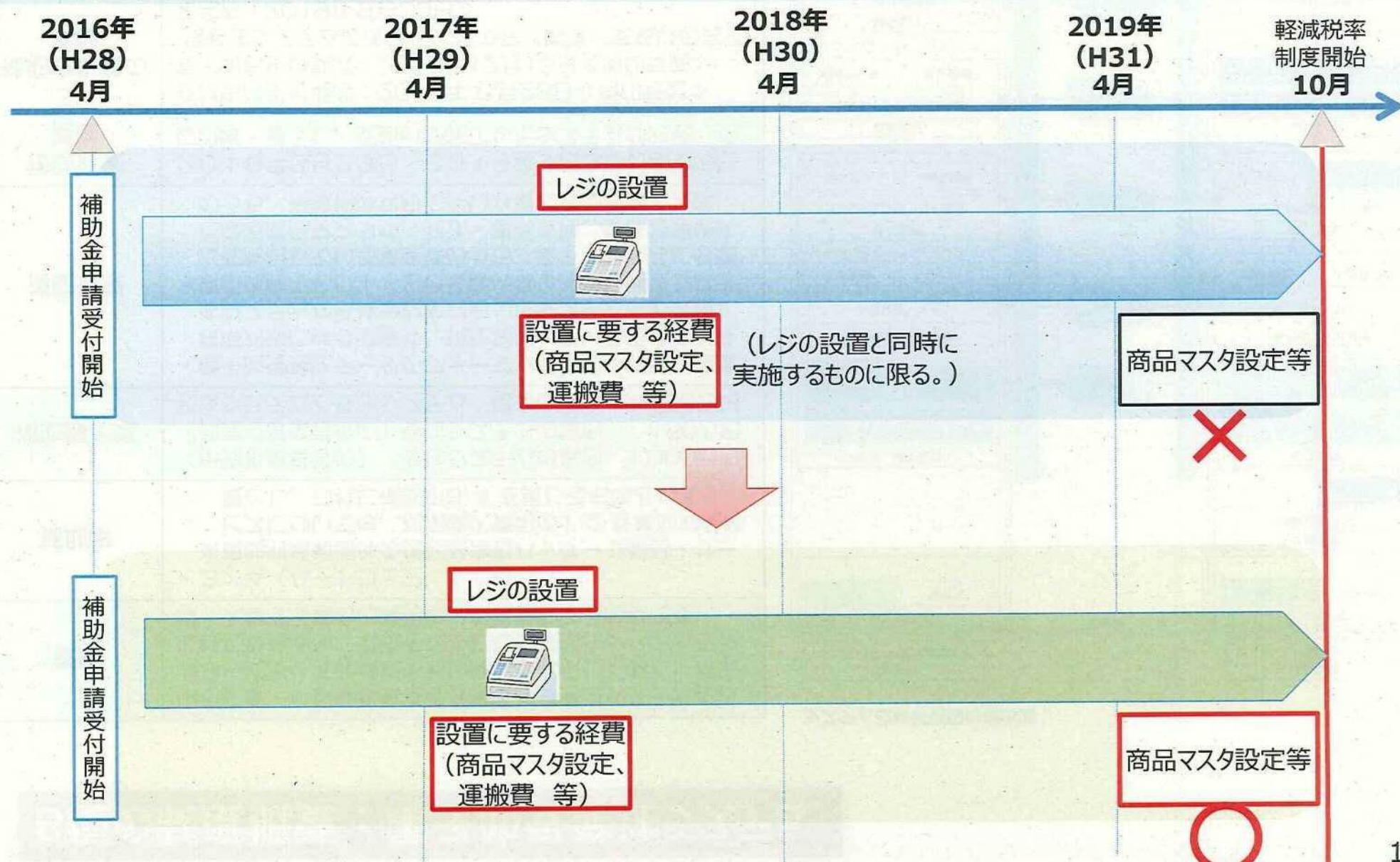
(4) 券売機の改修・導入 (A-5型)

概要	中小企業・小規模事業者等の方が券売機を使用して日頃から軽減税率対象商品の請求書（領収書）等の発行をしており、将来にわたり継続的に請求書（領収書）等の発行を行うために券売機を改修又は導入する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	・改修・導入費用：3/4
補助額上限	・券売機1台あたり上限20万円。 - さらに、導入の場合は、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を上限に加算。 ・A型全体（A-6型除く）で1事業者あたりの上限は、200万円。
補助対象	・券売機本体 ・機器設置に要する経費（運搬費を含む）※導入の場合のみ ・商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機器等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表しています。 また、リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間	2019年1月1日～2019年9月30日までの間に改修又は導入し、支払いが完了した券売機が対象です。
補助金申請の期限	2019年12月16日「消印有効」
申請の手続き	ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店など、代理申請協力店による申請（代理申請）又はリース事業者による申請（共同申請）となります。
申請のタイミング	改修又は導入の上、支払い完了後の事後申請となります。

補助対象範囲の拡充（A型）

従来は「レジの設置と同時に実施する」場合に限り、商品マスタの設定等の費用も補助対象としていましたが、例えば、以下のようなケースでも、補助対象とできるようにします。

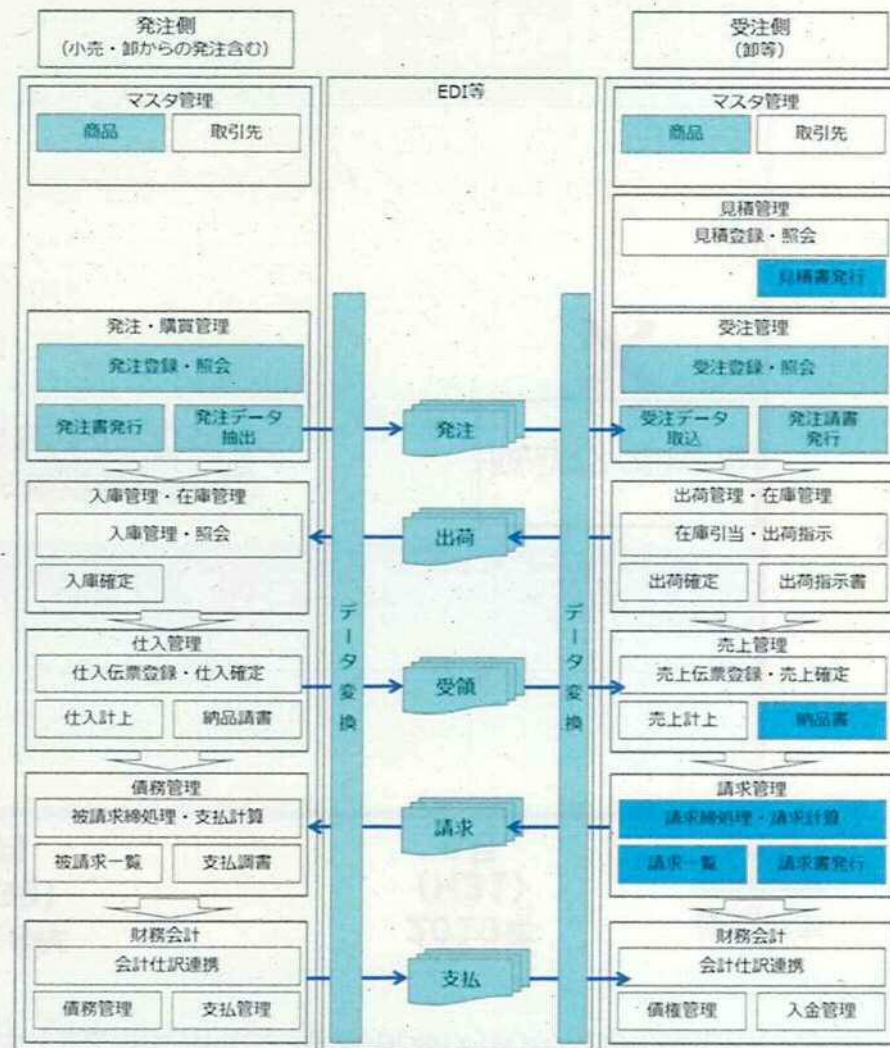
事例：既にレジの設置（補助金申請済）をした事業者が、軽減税率制度開始前に、軽減税率対応のための商品マスタの設定等をレジメーカーに依頼した場合の費用



B型の制度概要：電子的受発注システム

概要	中小企業・小規模事業者等が電子的受発注システムを日頃から使用して軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	・ 3/4（ハードウェア：1/2） ※補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。
補助額上限	（小売事業者等の）発注システムの場合 1,000万円 （卸売り事業者等の）受注システムの場合 150万円 発注システムと受注システム 両方の場合 1,000万円
補助対象	・ 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替。 ・ 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者のうち、電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替。
補助対象期間	2016年3月29日～2019年9月30日までの間に改修・導入し、支払いが完了したシステムが対象です。
補助金申請の期限	交付申請受付期限：2019年 6月28日《消印有効》 完了報告受付期限：2019年12月16日《消印有効》 （受発注システムの改修・入替の完了期限（支払いの完了を含む）2019年9月30日）
申請の手続き	中小企業・小規模事業者等に代わり、あらかじめ軽減税率対策補助金事務局に指定されたシステムベンダー等の指定事業者が申請します。

システム改修等範囲の概念図



C型：請求書管理システム（新設）

事業者間取引における請求書等の作成に係る対応（「区分記載請求書等保存方式」への対応）のため、これに対応するシステム（請求書管理システム）の開発・改修、パッケージ製品・事務機器等の導入に要する経費を補助する類型（C型）を新たに新設



C1型（システム改修・導入型）の概要

概要	中小企業・小規模事業者等が日頃から軽減税率対象商品を取引しており、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	- 改修・導入費用：3/4 - ソフトウェア：3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。 - ハードウェア：1/2
補助額上限	1事業者あたり上限150万円（ハードウェアの上限10万円） - C型全体で1事業者あたりの上限は150万円
補助対象	- 改修・導入作業費 - 付帯費用 - ソフトウェア - ハードウェア（PC、プリンタ） ※リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間	2019年1月1日～2019年9月30日までの間に改修・導入し、支払いが完了したシステムが対象です。
補助金申請の期限	2019年12月16日《消印有効》
申請の手続き	ホームページで公表されている指定事業者（システムベンダ）による申請又は中小企業・小規模事業者等、指定事業者及びリース事業者の3者による申請となります。
申請のタイミング	改修又は導入の上、支払い完了後の事後申請となります。

【事例】

■申請者の概要

- 業種：製造業
- 資本金：7,000万円
- 従業員：500人

■請求書管理システムの改修概要

- 改修内容：請求書管理システム改修費1式100万円（4万円×25人日）
ハードウェア80万円（PC、プリンタ）
補助対象外経費120万円（財務管理・出荷管理・売上管理の改修）
- 改修費（総額）：300万円・・・①
- システム改修費：100万円・・・②
- 補助金額（②×3/4）：75万円・・・A
- ハードウェア（PC、プリンタ）：80万円・・・③
- 補助金額（③×1/2）：10万円・・・B
- 補助金総額（A+B）85万円・・・④
- 自己負担額（①-④）215万円

※ハードウェア（汎用端末）の補助率は1/2
※ハードウェア（汎用端末）は1事業者あたりの上限10万円

C2型（ソフトウェア自己導入型）の概要

概要	中小企業・小規模事業者等が日頃から軽減税率対象商品を取引しており、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	- 導入費用：3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。 - ハードウェア：1/2
補助額上限	1事業者あたり上限150万円（ハードウェアの上限10万円） - C型全体で1事業者あたりの上限は150万円
補助対象	- ソフトウェア - ハードウェア（PC、プリンタ）
補助対象期間	2019年1月1日～2019年9月30日までの間に導入し、支払いが完了したシステムが対象です。
補助金申請の期限	2019年12月16日「消印有効」
申請の手続き	中小企業・小規模事業者等が自ら申請することとなります。
申請のタイミング	導入の上、支払い完了後の事後申請となります。

【事例】

■申請者の概要

- 業 種：小売業
- 資本金：100万円
- 従業員：3人

■請求書管理システム・パッケージソフトウェアの導入概要

- 導入内容：請求書管理システム・パッケージソフトウェア4万円
ハードウェア10万円（PC1台、プリンタ1台）
- 導入費（総額）：14万円・・・①
- ソフトウェア：4万円・・・②
- 補助金額（②×3/4）：3万円・・・A
- ハードウェア：10万円・・・③
（PC、プリンタ）
- 補助金額（③×1/2）：5万円・・・B
- ※ハードウェア（汎用端末）の補助率は1/2
- ※ハードウェア（汎用端末）は1事業者あたりの上限10万円
- 補助金総額（A+B）：8万円・・・④
- 自己負担額（①-④）：6万円

C3型（事務機器改修・導入型）の概要

概要	中小企業・小規模事業者等が日頃から軽減税率対象商品を取引しており、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を円滑に行うために、ハードウェアと一体化した請求書発行の専用事務機器を改修・導入する場合の費用の一部を補助する制度です。
補助率	・改修・導入費用：3/4
補助額上限	・1台あたり上限20万円 さらに導入の場合は、機器設置に要する経費について、1台あたり20万円を上限に加算 ・C型全体で1事業者あたりの上限は150万円
補助対象	・事務機器本体 ・事務機器付属機器（プリンタ、ディスプレイ、キーボード、マウス、タッチペン）※導入の場合のみ ・商品マスタの設定費用 ※リースを利用した場合も補助対象です。
補助対象期間	2019年1月1日～2019年9月30日までの間に改修・導入し、支払いが完了したシステムが対象です。
補助金申請の期限	2019年12月16日「消印有効」
申請の手続き	ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店など、代理申請協力店による申請（代理申請）又はリース事業者による申請（共同申請）が必須です。
申請のタイミング	改修又は導入の上、支払い完了後の事後申請となります。

【事例】

■申請者の概要

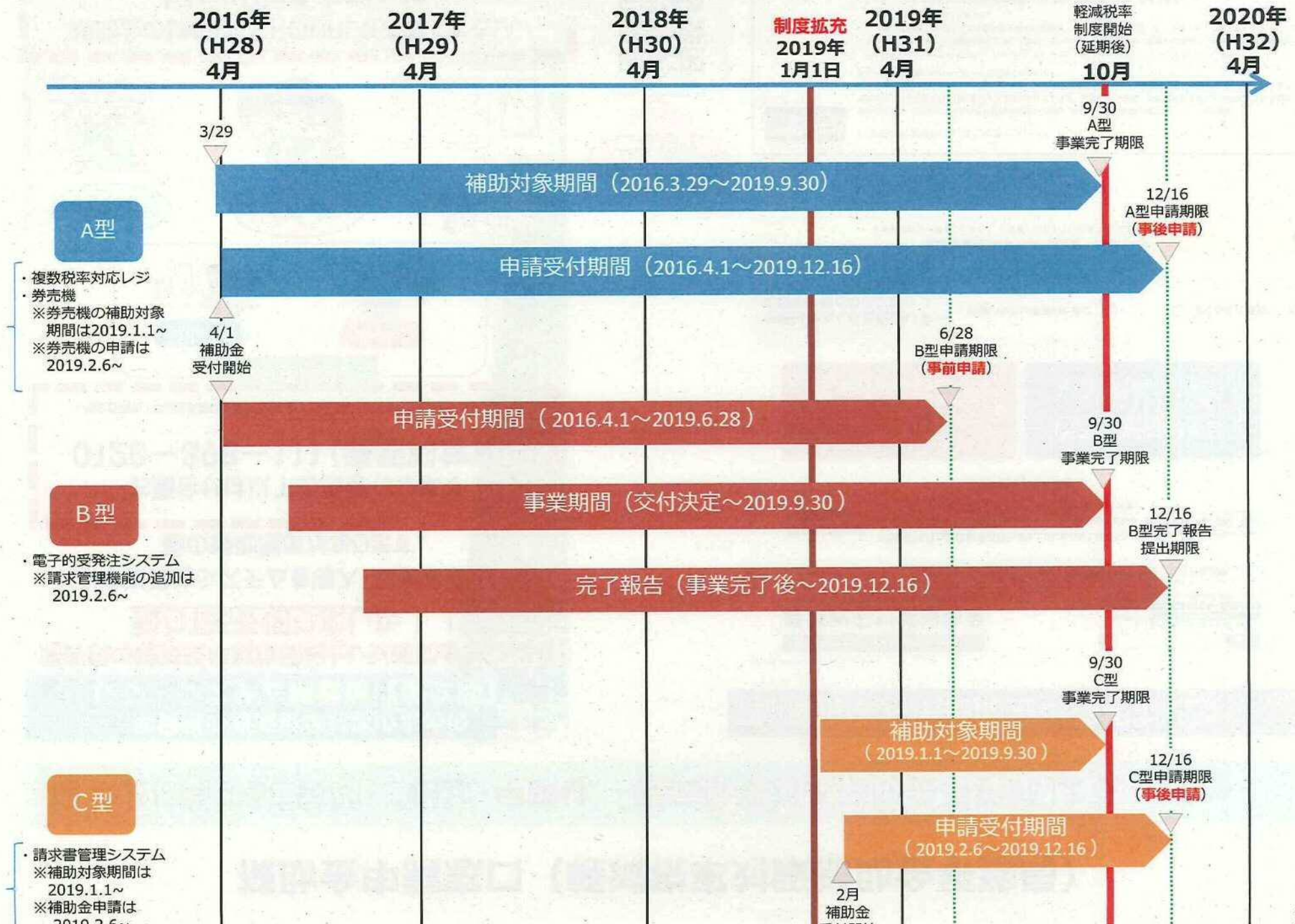
- ・業 種：卸売業（青果）
- ・資本金：1,500万円
- ・従業員：15人

■請求書発行の専用事務機器の導入概要

・導入内容	：請求書発行の専用事務機器1台100万円 経費40万円（システム設計、カスタマイズ設定）		
・導入費（総額）	：140万円・・・①		
・事務機器導入費	：100万円・・・②	・補助金総額（A+B）	：40万円・・・④
・補助金額（②×3/4）	：20万円・・・A	・自己負担額（①-④）	：100万円
※1台あたりの上限20万円			
・設置経費	：40万円・・・③		
・補助金額（③×3/4）	：20万円・・・B		
※1台あたりの上限20万円			

消費税軽減税率対策補助金の申請期限

※補助率2/3→3/4の拡大は、
2019.1.1以降の申請分から適用



補助金申請窓口（軽減税率対策補助金事務局）

補助金に関するご質問・ご相談・申請は、「軽減税率対策補助金事務局」まで。

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第2版】

中小企業庁

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで
残り1年を切りました！！

レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号（※）まで
0120-398-111（通話料無料）

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

標準税率10%



軽減税率8%



POSレジ



メカレジ



モバイル
POSレジ



QRコードは
こちら！



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

[軽減税率対策補助金事務局ホームページ]

◎ 保存されている履歴: kzt-hojo.jp

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

お問い合わせ
0120-398-111
（土・日・祝日も受付）

軽減税率対策補助金とは 複数税率対応レジの導入等支援 受発注システムの改修等支援 よくあるご質問

軽減税率対策
補助金とは 2019年10月に消費税率10%へ引き上げに合わせて実施される
消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる
中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度です。

くわしくはこちら

◎ 消費税軽減税率制度とは ◎

個人申請

ご自身で申請書を作成して
申請する方はこちら

代理申請・共同申請

メーカーや販売店・パンダーの方、または
代理または共同で申請される方はこちら

申請時のよくある間違いや
ご質問をまとめました。

間違いのない申請のために

よくあるご質問

消費税軽減税率対策補助金 同意事項

※本補助金を申請するにあたり、ご同意いただきたい事項です。必ずお読みください。

お知らせ

中小企業庁からの
お知らせ

軽減税率対策補助金の補助対象の拡大等について

中小企業庁は、2019年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、複数税率に対応するレジの導入支援、
受発注システムの改修等を補助金により支援してきましたが、全国の中小企業・小規模事業者等からの制度拡充の要望を
踏まえて、軽減税率対策補助金の制度を拡充し、軽減税率制度の実施に向けた事業者の準備の加速化を支援していきます。
詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

（中小企業庁ホームページ: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>）

※1 2019年1月1日から「補助金の引上げ」「旅館・ホテル等の一部の事業等に関連する取扱い（要件緩和）」が変更され
ます。2019年1月1日からの申請手続き等の公募要綱（A-1型、A-2型、A-3型、A-4型、B-1型、B-2
型）について、更新されました。

※2 上記※1以外の制度の拡充後の公募要綱等については、準備が整い次第、公表します。